

新 旧 対 照 表  
新 旧

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 略

## 付 議 第 1 号

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則議案

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成24年高知県教育委員会規則第10号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3)規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
**教 育 委 員 会 規 則**  
-----

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会規則第 号**

**高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則  
の一部を改正する規則**

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成24年高知県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成25年4月1日」を「平成25年7月1日」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。